

第8 ボランティア活動や生涯学習活動について

1 ボランティア活動や生涯学習活動の拠点等について

(1) 山梨県ボランティア・NPOセンター

所在地 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2-35-1 山梨県立やまなし地域づくり交流センター3階
 電話番号 055-224-2941(代)
 FAX番号 055-232-4087
 開館時間 火曜日～金曜日 9:00～21:00、土曜日・日曜日 9:00～17:00
 休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日振替休日)、祝日、年末年始
 ホームページ やまなしNPO情報ネット <http://www.yamanashi-nponet.jp/>

(2) 各地の社会福祉協議会 ふくしネット <http://www.v-fukushi.or.jp>

山梨県社会福祉協議会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4階	055-254-8610
甲府市社会福祉協議会	400-0858	甲府市相生2-17-1 甲府市役所南庁舎	055-225-2116
富士吉田市社会福祉協議会	403-0004	富士吉田市下吉田4-2-15 富士吉田市立下吉田中央コミュニティ センター富楽時内	0555-23-8105
都留市社会福祉協議会	402-0051	都留市下谷2516-1いきいきプラザ都留	0554-46-5115
山梨市社会福祉協議会	405-0006	山梨市小原西843-4	0553-22-8755
大月市社会福祉協議会	401-0015	大月市大月町花咲10	0554-23-2001
韮崎市社会福祉協議会	407-0037	韮崎市大草町若尾1680 韮崎市老人福祉センター内	0551-22-6944
南アルプス市社会福祉協議会	400-0332	南アルプス市鏡中條1642-2	055-283-8711
北杜市社会福祉協議会	408-0011	北杜市高根町箕輪新町50	0551-47-5202
甲斐市社会福祉協議会	400-0123	甲斐市島上条3163	055-277-1122
笛吹市社会福祉協議会	406-0822	笛吹市八代町南917	055-265-5182
上野原市社会福祉協議会	409-0112	上野原市上野原3163 総合福祉センターふじみ内	0554-63-0002
甲州市社会福祉協議会	404-0042	甲州市塩山上於曾977-5 塩山保健福祉センター2階	0553-34-8195
中央市社会福祉協議会	409-3821	中央市下河東620	055-274-0294
市川三郷町社会福祉協議会	409-3601	西八代郡市川三郷町市川大門416	055-272-4179
早川町社会福祉協議会	409-2714	南巨摩郡早川町草塩88 総合福祉センター内	0556-45-3003
身延町社会福祉協議会	409-2523	南巨摩郡身延町波木井272-1	0556-62-3773
南部町社会福祉協議会	409-2305	南巨摩郡南部町内船8812 南部町アルファセンター内	0556-64-2075
富士川町社会福祉協議会	400-0505	南巨摩郡富士川町長澤1942-1	0556-22-8911
昭和町社会福祉協議会	409-3864	中巨摩郡昭和町押越955-1	055-275-0640
道志村社会福祉協議会	402-0218	南都留郡道志村 9334	0554-52-2072
西桂町社会福祉協議会	403-0021	南都留郡西桂町下暮地915-7	0555-25-3333
忍野村社会福祉協議会	401-0511	南都留郡忍野村忍草1445-1	0555-84-4121
山中湖村社会福祉協議会	401-0501	南都留郡山中湖村山中352-1	0555-62-2227
鳴沢村社会福祉協議会	401-0320	南都留郡鳴沢村1584	0555-85-5008
富士河口湖町社会福祉協議会	401-0302	南都留郡富士河口湖町小立2487	0555-72-1430
小菅村社会福祉協議会	409-0211	北都留郡小菅村6027	0428-87-0431
丹波山村社会福祉協議会	409-0300	北都留郡丹波山村2901	0428-88-0480

(3) 山梨県生涯学習推進センター

所在地 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6-1 山梨県防災新館 1階
電話番号 055-223-1853
FAX番号 055-223-1855
開館時間 9:00～21:00
休館日 第1・3月曜日(その日が祝日の場合は翌日)、年末・年始(12月29日～1月3日)
ホームページ センターのホームページ <https://www.manabi.pref.yamanashi.jp/center/>
やまなしまナビネット <https://www.manabi.pref.yamanashi.jp/>

(4) 放送大学山梨学習センター

所在地 〒400-0016 甲府市武田4-4-37(山梨大学構内)
電話番号 055-251-2238
FAX番号 055-251-2193
開所時間 9:10～17:40
閉所日 毎月曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
ホームページ 山梨学習センターのウェブサイト
<https://www.sc.oui.ac.jp/center/yamanashi/>
放送大学ウェブサイト <https://www.oui.ac.jp/>

2 ボランティア活動や生涯学習活動の休暇制度について

項目	内容	期間
<p>ボランティア休暇</p> <p>山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例 15 条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則 15 条の2</p>	<p>ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合、その勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇。(有給休暇)</p> <p>① 地震、暴風雨、噴火等により災害が発生した場合における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>② 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて人事委員会が定めるものにおける活動</p> <p>③ 前二号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> <p>④ 国又は地方公共団体その他の公共的団体(以下「国等」という。)の主催又は後援による環境整備、植林緑化その他の環境を保全する活動</p> <p>⑤ 国等が主催し、又は後援して行われる国際交流事業に伴い通訳その他の外国人を支援する活動</p> <p>⑥ 青少年の心身の健全な成長に資することを目的として行われるスポーツ活動、野外活動その他児童又は生徒の体験活動を指導する活動</p>	<p>1年に5日以内</p>
<p>修学部分休業</p> <p>山梨県職員の修学部分休業に関する条例</p>	<p>公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められ、学校教育法による大学(大学院・法科大学院等を含む)における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを任命権者から承認されたとき(勤務しない時間について、1時間あたりの給与額を減額)</p>	<p>一週間当たりの通常の勤務時間の1/2を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行う</p>
<p>自己啓発等休業</p> <p>山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例/規則</p>	<p>任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることを承認することができる。(無給)</p> <p>※大学等課程の履修</p> <p>①学校教育法規定する大学(当該大学に置かれる専攻科及び大学院を含む。)</p> <p>②学校教育法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設</p> <p>③①・②に掲げる教育施設に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)</p> <p>※国際貢献活動</p> <p>いわゆる「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「日系社会青年ボランティア」及び「日系社会シニア・ボランティア」として従事する活動並びに国連ボランティア計画が日本国政府を通じ派遣を要請し、これに基づき独立行政法人国際協力機構から推薦され従事する活動とすること。</p> <p>※独立行政法人国際協力機構(JICA)のボランティアサイトを参照 http://www.jica.go.jp/volunteer/index.html</p>	<p>大学等課程の履修のための休業にあつては2年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、3年)を超えない範囲内</p> <p>国際貢献活動のための休業にあつては3年を超えない範囲内</p>